

西宮市障害者移動支援事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 本市における障害者の移動支援については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）及び西宮市地域生活支援事業実施要綱に定めがあるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(事業内容)

第 2 条 屋外で移動が困難な障害者等について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加を行う外出のための支援とする。但し、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として 1 日の範囲内で用務を終えるものに限る。

(事業者の指定)

第 3 条 前条に掲げる事業を運営するため指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、西宮市移動支援事業所指定申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、法第 5 条第 1 項に規定された居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る法第 29 条第 1 項の指定を同時に受けようとする西宮市所在の事業所及び既に指定を受けている事業所については、次の第 4 号、第 6 号の書類を省略することが出来る。

- (1) 申請者の登記簿謄本又は条例等
- (2) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
- (3) 管理者及びサービス提供責任者の経歴書
- (4) 事業所の平面図
- (5) 運営規程
- (6) 利用者またはその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による書類の提出があったときは、法第 36 条に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定に準じて、申請者の事業実施能力を十分審査して、指定が適当と認める場合につき西宮市移動支援事業所指定通知書（様式第 2 号）を交付するものとする。

3 指定を受けたもの（以下「指定事業者」という。）が、第 1 項の規定に関する書類の記載内容を変更しようとするときは、指定内容変更届出書（様式第 3 号）を市長に提出するものとする。

4 指定事業者は、事業の運営を廃止しようとするときは、西宮市移動支援事業廃止届（様式第 5 号）により、その旨を市長に届け出るものとする。

(指定の更新)

第 4 条 前条の事業者の指定は、6 年ごとにそれらの更新を受けなければ、その期間の経過によって、それらの効力を失う。

2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定

の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(指定事業者の基準)

第 5 条 指定移動支援サービス事業者は、当該指定に係るサービス事業所ごとに、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）（以下、「指定障害福祉サービス基準省令」という。）で定める指定居宅介護の事業の人員に関する基準に準じて、指定移動支援サービスの事業の人員を確保しなければならない。ただし、指定障害福祉サービス基準省令第 5 条第 1 項のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるものは、別表第 5 に定めるものとする。

2 指定移動支援サービス事業者は、指定障害福祉サービス基準省令第 8 条で定める指定居宅介護の事業の設備に関する基準に準じて、設備等を備えなければならない。

3 指定移動支援サービス事業者は、指定障害福祉サービス基準省令第 9 条から第 31 条まで及び第 33 条から第 42 条までに定める指定居宅介護の事業の運営に関する基準に準じて、指定移動支援サービスを提供しなければならない。

(指定事業者の責務)

第 6 条 指定事業者は、支援の開始に際して、あらかじめ利用者等に対し、利用者の支援の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、この利用の開始について利用者の同意を得て、利用の契約を締結するものとする。

(利用対象者)

第 7 条 西宮市移動支援調査票（様式第 6 号）において移動（屋外）が「全介助、又は一部介助」であり、次に掲げる要件を満たす者で、満 9 歳に達してから最初の 4 月 1 日以降にある者（年齢が左に満たない児童の場合は保護者による支援が実施できない場合に限る）。但し、法第 5 条第 3 項に規定する重度訪問介護、同条第 4 項に規定する同行援護、同条第 5 項に規定する行動援護及び同条第 9 項重度障害者等包括支援の障害福祉サービスの支給決定を受けている者を除く。

(1) 全身性障害者（児） 肢体不自由の程度が身体障害者手帳 1 級に該当する者であって、両上肢及び両下肢の重度の機能障害を有する者

(2) 知的障害者（児） 療育手帳所持者

(3) 精神障害者（児） 精神障害者保健福祉手帳所持者

(4) 難病患者（児）等 法第 4 条第 1 項又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 4 条第 2 項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって、屋外での移動時に車椅子が必要で、自走できないことが医師の意見書により明らかな者

(移動支援の種類)

第 8 条 この事業の種類は「移動支援」と「重度移動支援」とし、適用については西宮市障害者総合支援法等障害福祉サービス等支給ガイドラインに定めるものとする。

(申請)

第 9 条 この事業の利用をしようとする障害者又は障害児の保護者（以下「利用者等」という。）は、介護給付費障害児通所給付費訓練等給付費特定障害者特別給付費療養介護医療費地域生活支援事業支給申請書兼利用者負担額減免等申請書（以下「申請書」という。）

を市長に提出するものとする。

(利用決定)

第10条 市長は、前条の申請があった場合は、西宮市移動支援等調査票（様式第6号）に基づき調査を行い、速やかに利用の要否を決定し、利用が適当な場合は西宮市移動支援事業支給決定通知書（様式第7号）により利用者等に通知するものとする。

2 市長は、事業の利用を決定した場合は、移動支援事業受給者証（様式第9号。以下「受給者証」という。）を利用者等に交付するものとする。

(変更申請)

第11条 前条の規定により決定された内容について利用者等が変更しようとするときは、申請書を市長に提出するものとする。

(変更通知)

第12条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合、その要否について西宮市移動支援事業支給変更決定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

(資格喪失)

第13条 第10条の規定により決定された利用者等が次に掲げる場合において、この利用資格を喪失する。

(1) 利用決定に係る障害者等が、この事業を利用する必要がなくなつたと認めるとき。

(2) 利用決定した障害者等が、有効期間内において本市に住所を有しなくなつたとき。

(但し、住所地特例による住所変更を除く。)

(3) 利用者等が利用の要否に係る調査に応じないとき。

(4) 利用者等が利用に関し虚偽の申請をしたとき。

(受給者証の再交付の申請)

第14条 受給者証を紛失又は破損した場合は、受給者証再交付申請書（様式第10号）により再交付を申請するものとする。

(給付費の支給)

第15条 市長は、この事業の利用者に対し第8条の移動支援の種類に基づき、平成18年3月29日厚生労働省告示第169号の別表介護給付費単位数表の通則イ、ロ及び5の外出介護サービス費に準じて、単価の100分の90に相当する額を給付費として支払うものとする。その際、告示中の「身体介護を伴う場合」は「重度移動支援」に、「身体介護を伴わない場合」は「移動支援」に読替えるものとする。ただし、費用の受給に関し代理受領に係る利用者からの委任及び事業者からの申出があった場合はこの限りでない。

(代理受領)

第16条 前条の規定により代理受領の委任を受けた指定事業者は、移動支援事業費請求書（様式第11号）に移動支援事業費明細書（様式第12号）及び移動支援事業提供実績記録票（様式第13号）を添えて、市長に費用の請求をするものとする。

2 給付費の支給は、事業者から利用実績があった月の翌月10日までに請求がなされた分について、翌々月末日までに行うものとする。

(負担額及び月額負担上限額等)

第17条 利用決定障害者等がこの事業を利用した場合は、第15条に規定する単価の100分の10に相当する額を負担するものとする。但し、同一の月の負担額は障害者の日常生活

及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下「政令」という。）第 17 条で定める額を上限とする。

（事業者の指定に係る経過措置）

第 18 条 第 3 条の規定にかかわらず、平成 18 年 9 月末日までに外出介護を行う事業所として法第 36 条により、指定を受けている事業所については、西宮市移動支援事業所指定申請書（様式第 1 号）に指定通知書の写し及び法 36 条第 3 項各号の規定に該当しない旨の誓約書（参考様式 1）を添付して提出することをもって、この事業の指定を受けたものと見なす。

（移動支援の種類に係る経過措置）

第 19 条 第 7 条の規定にかかわらず、平成 18 年 9 月末日までに法附則第 8 条による外出介護の支給決定を受けている者で、平成 18 年 10 月 1 日からこの事業に移行する要件を満たしている者のうち「身体介護を伴う」とされている者に対しては「重度移動支援」を、それ以外の者に対しては「移動支援」を平成 18 年 10 月 1 日よりそれぞれ同時間支給決定する。

（報告及び調査等）

第 20 条 市長は指定移動支援サービスの実施等に関して必要があると認めるときは、指定移動支援サービスの利用の決定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下、「利用決定者等」という。）、利用決定者等の配偶者若しくは利用決定者等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他物件の提出若しくは提示を命じ、又は担当職員に質問させることができる。

2 市長は指定移動支援サービスの実施等に関して必要があると認めるときは、指定移動支援サービスを行った者に対し、その行った指定移動支援サービスの実施等に関し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定事業者又は移動支援事業所の従業者その他移動支援事業に携わる者（以下「移動支援事業者等」という。）に対し出頭を求め、又は担当職員に関係者に対して質問させ、若しくは移動支援事業者等の当該指定に係るサービス事業所に立ち入り、その設備若しくはその他の物件を検査させることができる。

3 前項において、移動支援事業者等に指定移動支援サービスの実施等に関して適当でないと認める部分があるときは、当該移動支援事業者等に対して改善指導を行うことができる。

4 第 2 項の規定による質問を行う場合においては、担当職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（指定の取消し）

第 21 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、指定移動支援サービス事業者等の指定を取消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

(1) 指定移動支援サービス事業者が、法第 50 条に基づき指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止されたとき。

(2) 指定移動支援サービス事業者が、法第 42 条第 3 項の規定に違反したと認められるとき

(3) 指定移動支援サービス事業者が、当該指定に係るサービス事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第 5 条第 1 項で定める基準を満たすことができなくなったとき。

- (4) 指定移動支援サービス事業者が、第5条第2項で定める指定移動支援サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定移動支援サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。
- (5) 移動支援事業費の請求に関し不正があったとき。
- (6) 指定移動支援サービス事業者が、第20条第2項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (7) 指定移動支援サービス事業者又は当該指定に係るサービス事業所の従業者が、第20条第2項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係るサービス事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定移動支援サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- (8) 指定移動支援サービス事業者が、不正の手段により第15条の指定を受けたとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、指定移動支援サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- (10) 前各号に掲げる場合のほか、指定移動支援サービス事業者が、移動支援サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- (11) 指定移動支援サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に移動支援サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
- (12) 指定移動支援サービス事業者が法人でない場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に移動支援サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(補則)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年10月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。但し、第17条の月額負担上限額については、経過措置として別表第1、2のとおりとする。

付 則

この要綱は、平成20年7月1日から実施する。但し、第17条の月額負担上限額については、経過措置として、利用者本人が18歳以上の場合は別表第3-1、18歳未満の場合は別表第3-2のとおりとする。

付 則

この要綱は、平成22年7月1日から実施する。但し、第17条の月額負担上限額については、利用者本人が18歳以上の場合は別表第4-1、18歳未満の場合は別表第4-2のとおりとする。

付 則

この要綱は、平成23年10月1日から実施する。但し、第17条の月額負担上限額については、利用者本人が18歳以上の場合は別表第4-1、18歳未満の場合は別表第4-2のとおりとする。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成27年6月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成28年5月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和5年5月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

別表第1（適用期間 平成19年4月1日から平成19年6月30日）

区 分	月額負担上限額
生活保護	0円
低所得1	3,750円
低所得2	6,150円
一般（世帯の市町村民税所得割合計額が10万円未満）	9,300円
一般（世帯の市町村民税所得割合計額が10万円以上）	37,200円

別表第2（適用期間 平成19年7月1日以降）

区 分	月額負担上限額
生活保護	0円
低所得1	3,750円
低所得2	6,150円
一般（世帯の市町村民税所得割合計額が16万円未満）	9,300円
一般（世帯の市町村民税所得割合計額が16万円以上）	37,200円

別表第3-1 (適用期間 平成20年7月1日以降)

区 分		月額負担上限額
18 歳 以 上	生活保護	0円
	低所得1	3,750円
	低所得2	6,150円
	一般(世帯の市町村民税所得割合計額が16万円未満)	9,300円
	一般(世帯の市町村民税所得割合計額が16万円以上)	37,200円

※利用者本人が18歳以上の場合の「世帯」の範囲は「利用者本人及び同一世帯に属する配偶者」とする。

別表第3-2 (適用期間 平成20年7月1日以降)

区 分		月額負担上限額
18 歳 未 満	生活保護	0円
	低所得1	3,750円
	低所得2	6,150円
	一般(世帯の市町村民税所得割合計額が28万円未満)	9,300円
	一般(世帯の市町村民税所得割合計額が28万円以上)	37,200円

別表第4-1 (適用期間 平成22年4月1日以降)

区 分		月額負担上限額
18 歳 以 上	生活保護	0円
	低所得(市町村民税非課税世帯に属する者)	0円
	一般(世帯の市町村民税所得割合計額が16万円未満)	9,300円
	一般(世帯の市町村民税所得割合計額が16万円以上)	37,200円

※利用者本人が18歳以上の場合の「世帯」の範囲は「利用者本人及び同一世帯に属する配偶者」とする。

別表第4-2 (適用期間 平成22年4月1日以降)

区 分		月額負担上限額
18 歳 未 満	生活保護	0円
	低所得(市町村民税非課税世帯に属する者)	0円
	一般(世帯の市町村民税所得割合計額が28万円未満)	4,600円
	一般(世帯の市町村民税所得割合計額が28万円以上)	37,200円

別表第5

資格等	全身性	知的	精神	難病患者等
介護福祉士	○	○	○	○
実務者研修修了者 (旧：ホームヘルパー1級、介護職員基礎研修)	○	○	○	○
介護保険法・介護職員初任者研修修了者 (旧：ホームヘルパー2級)	○	○	○	○
居宅介護職員初任者研修修了者 (旧：居宅介護従業者養成研修1級、2級)	○	○	○	○
障害者居宅介護従事者基礎研修修了者 (旧：居宅介護従業者養成研修3級)	○	○	○	○
ガイドヘルパー（全身性障害者）養成研修修了者	○	×	×	○
ガイドヘルパー（知的障害者）養成研修修了者	×	○	○	×
日常生活支援従業者養成研修修了者	○	×	×	○
重度訪問介護従業者養成研修修了者	○	○	○	○
行動援護従業者養成研修修了者	×	○	○	×